

「バス・タク旅」やまがた巡り事業（Q & A）

○交付要件（第3条関係）

問 なぜ、観光地等に立寄る必要があるのか。

答 観光を目的とした旅行であることを明確にするとともに、県内の周遊促進につなげるためです。

問 レンタカーを利用し、県外に宿泊する場合も対象となるのか。

答 県外に宿泊する場合も対象になりますが、県内の観光地等に立寄る旅行であることが必要です。

問 「立寄る」に条件はあるのか。

答 「立寄る」とは、旅行の行程の中で観光やショッピング、飲食、体験等を目的に立寄る場所であり、トイレ休憩のみの目的での施設への立寄りとは認められません。

問 「観光地等」とはどこか。

答 「山形県観光者数調査」に記載されている観光地のほか、温泉地や道の駅、博物館、美術館、資料館、体験施設、観光果樹園、遊園地、ドライブイン、飲食店、土産物店など、観光客や旅行者が利用する施設、場所をいいます。

問 「料金を還元すること。」とは具体的にどういうことか。

答 旅行者が観光目的でレンタカーを利用する際に、旅行者への請求額を助成金差引後の金額とすることにより、レンタカーの利用料金の旅行者支払額を引き下げることが指します。

○対象経費（第4条関係）

問 助成金の交付額に1社あたりの上限額はあるのか。

答 1社あたりの上限額については、一律の上限額は設定せず、それぞれの事業者に対する配分額は山形県レンタカー協会において調整していただきます。

このため、1社あたりの上限額は、山形県レンタカー協会に対する申請に基づき決定した事業者ごとの交付決定額となります。

なお、助成金総額の上限額は、1,000万円となっております。

**問 1日あたりのレンタカー料金の算定はどのようにするのか。**

答 利用料金を利用日数で除した金額となり、1台ごとに算定します。

例) 利用日数：9/15～16日（2日間）

利用時間：24時間の利用

料 金：1台12,000円（税込）

この場合の1日あたりのレンタル料は12,000円/2日=6,000円となり、

助成金の額は6,000円×1/2=3,000円/日（上限5,000円/日）×2日

=6,000円となります

**問 レンタカー料金にチャイルドシートの利用料や保険料等は含まれるのか。**

答 交付対象となるレンタカー料金は、レンタカーを利用する場合の基本料金（車両の貸渡し料）のみとなります。（消費税込みの額）

このため、チャイルドシートの利用料や保険料、乗捨て料金等のレンタカーの利用に付随するサービス等の提供を受けるための経費については対象外となります。

### ○申請手続（第5条関係）

**問 助成金の交付申請を営業所単位で行うことは可能か。**

答 申請は山形県レンタカー協会に加盟する事業者単位となります。

このため、県内に複数の営業所等がある場合は、交付決定額の範囲内で、各営業所が交付金を利用していただくことになります。